

都城市移住者運転技術向上応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、生活の利便性を向上させるとともに、安心して移住することができる環境を整備するため、運転に不慣れな都市部等からの移住者に対して予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 この補助金の交付の対象となる補助対象者等は、次の表のとおりとする。

補助対象者	本市の移住相談窓口において、本市に転入する前に移住相談登録を行った者であって、令和3年4月1日以降に本市に転入し、転入から1年以内に自動車教習所において、ペーパードライバー講習を受講したもの
補助対象経費	市内の自動車教習所で実施されるペーパードライバー講習の受講料とし、講習2回分を上限とする。
補助金額	補助対象経費の2分の1の額（端数切捨て）
申請に係る添付書類	(1) 運転免許証の写し（現住所が運転免許証記載の住所と異なる場合は、マイナンバーカード、保険証等現住所を確認できるものの写しも提出） (2) ペーパードライバー講習受講料の領収書 (3) 受講日が確認できる書類（領収書で確認できれば提出不要）
支払方法	確定払

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、都城市移住者運転技術向上応援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、ペーパードライバー講習受講後1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに申請しなければならない。

(補助金の請求)

第4条 規則第6条の規定による交付決定を受けた者は、都城市移住者運転技術向上応援事業費補助金交付請求書（様式第2号）により、市長に対し補助金の交付

を請求するものとする。

附 則（令和3年3月19日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和6年4月1日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月6日改正）

この要綱は、令和6年12月6日から施行する。